

社援発0401第10号  
平成25年4月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について

今般、平成25年3月期末決算から支払余力比率が早期是正措置の指標として適用されることを踏まえ、「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」（平成20年9月3日社援発第0903011号本職通知）の別添「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部を別添のとおり改正することとしたので、各都道府県における監督行政においても参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。